

報告事項ア

平成29年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校  
入学者選抜実施要項について

平成29年度鳥取県立特別支援学校募集要項及び鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学  
者選抜実施要項について、別紙のとおり報告します。

平成28年9月6日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成 2 9 年度

鳥 取 県 立 特 別 支 援 学 校 募 集 要 項  
( 幼 稚 部 ・ 高 等 部 ・ 専 攻 科 )

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

鳥取県教育委員会

# 目 次

平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜実施日程表	3
平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針	4
平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項	
鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項	6
1 鳥取聾学校及び鳥取聾学校ひまわり分校	6
2 皆生養護学校	7
鳥取県立特別支援学校高等部・専攻科生徒募集要項	8
1 鳥取盲学校	8
2 鳥取聾学校	10
3 鳥取養護学校	11
4 白兔養護学校	12
5 倉吉養護学校	13
6 皆生養護学校	14
7 米子養護学校	15
8 個人情報開示	16
9 募集学科及び募集生徒数等	17
平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針	18
平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項	21
1 募集生徒数	21
2 出願資格	21
3 志願者対象相談会	21
4 調査書	21
5 入学者選抜	22
（1）一般入学者選抜	22
（2）再募集入学者選抜	27
6 配慮事項	29
7 自己申告書	30
8 個人情報の開示	31
9 その他	33
琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領	34
琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領	35
鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領	36
鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）出願資格確認に係る提出書類の取扱要領	37

## 各種様式

(様式第1号) 入学志願書	39
(様式第2号) 診断書(知的障がい用)	40
(様式第3号) 診断書(病弱用)	41
(様式第4号) 申告書(知的障がい用)	42
(様式第5号) 自己申告書(特別支援学校用)	44
自己申告書についての注意事項	45
(様式第6号) 入学志願者数等報告書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	46
(様式第7号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(一般受検)	
【幼稚部】	47
(様式第8号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(一般受検)	
【高等部・専攻科】	48
(様式第9号) 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(再募集又は学校長が認めた受検)	
【高等部・専攻科】	49
(様式第10号) 受検欠席届(琴の浦高等特別支援学校のみ)	50
(様式第11号) 鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告	51
(様式第12号) 入学確約書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	52
(様式第13号) 入学確約者名簿(琴の浦高等特別支援学校のみ)	53
(様式第14号) 再募集実施計画書(琴の浦高等特別支援学校のみ)	54
(様式第15号) 特別措置願(琴の浦高等特別支援学校のみ)	55
(様式第16号) 自己申告書(琴の浦高等特別支援学校用)	56
自己申告書についての注意事項	57
琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について	58
(様式第17号) 県外志願者出願届(琴の浦高等特別支援学校)	59
<b>学校教育法、学校教育法施行令、学校教育法施行規則</b>	<b>60</b>
<b>問合せ先一覧表</b>	<b>62</b>

平成29年度 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜、鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の日程

月	日	曜日	県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程	県立特別支援学校入学者募集及び選抜日程	提出者→提出先	様式番号	ページ	
11月	16日	水	⇕ 一般入学者選拔出願期間	入学志願書類一式(18日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	1(2,4) (15,16,17)	39, 40, 42 55, 56, 59	
	18日	金		入学志願者数、出身地区別志願者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
12月	1日	木		面接等必要事項の通知	中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長	任意様式		
	8日	木	一般入学者選抜検査	受検者数の報告(正午まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
	9日	金		欠席者の報告(把握でき次第すみやかに)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	10	50	
	16日	金	合格者の発表	合格者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
1月				入学確約書の提出(10日正午まで)	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	12	52	
	10日	火		入学確約者名簿の提出(10日午後1時まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	13	53	
	11日	水		繰上合格の決定(正午まで)	志願者本人 ← 中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長			
				入学確約書の提出	志願者本人 → 中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	12	52	
				入学確定者の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
				再募集実施計画書の提出(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	14	54	
			再募集入学者選抜実施の発表		中学校等校長 ← 琴の浦高等特別支援学校校長 ← 特別支援教育課長			
	17日	火	⇕ 再募集入学者選拔出願期間	入学志願書類一式(18日正午まで)	中学校等校長 → 琴の浦高等特別支援学校校長	1(2,4) (15,16,17)	39, 40, 42 55, 56, 59	
	18日	水		入学志願者数、出身地区別志願者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
		24日	火	再募集入学者選抜検査				
	30日	月	再募集合格者の発表	受検者数、合格者数の報告(午後1時まで)	琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46	
2月	21日	火	⇕ 出願期間		志願者数の報告 出願期間終了後3日以内	志願者本人 → 中学校等校長 → 特別支援学校校長	1(2,3,4,5)	39, 40, 41 42, 44
	23日	木				特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48
3月	7日	火		諸検査、学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告 幼稚部・高等部：午後1時までに報告(皆生養護学校幼稚部、及び白兎養護学校高等部は午後4時まで)	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48
	10日	金		諸検査の実施報告	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	11	51	
	15日	水		入学候補者及び合格者発表 再募集入学者選抜実施の発表	入学候補者・合格者数は、発表後直ちに報告	特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	7, 8	47, 48
	21日	火	⇕ 再募集出願期間 (鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科)		志願者数の報告 出願期間終了後速やかに報告	志願者本人 → 中学校等校長 → 鳥取盲学校校長	1(5)	39, 44
	22日	水				鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49
	23日	木		学力検査、適性検査及び面接	受検者数の報告(午後1時まで)	鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49
	27日	月		合格者の発表	合格者数は、発表後直ちに報告	鳥取盲学校校長 → 特別支援教育課長	9	49
4月	入学式実施日			入学許可者数の報告		琴の浦高等特別支援学校校長 → 特別支援教育課長	6	46

## 鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）募集要項

## 平成29年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

### 1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

### 2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

#### (1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

#### (2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

#### (3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成29年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

### 3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）の入学者募集

特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

#### (1) 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

受付時間は、平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

#### (2) 検査実施期日

平成29年3月7日（火）

#### (3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成 29 年 3 月 15 日 (水)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健理療科及び専攻科理療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 2 月 21 日 (火) から同月 23 日 (木) までの日とする。

受付時間は、平成 29 年 2 月 21 日 (火) 及び 22 日 (水) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 23 日 (木) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 29 年 3 月 7 日 (火)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 29 年 3 月 15 日 (水)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 29 年 3 月 21 日 (火) 及び 22 日 (水) とする。

受付時間は、平成 29 年 3 月 21 日 (火) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 22 日 (水) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 29 年 3 月 23 日 (木)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 29 年 3 月 27 日 (月)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。



平成29年度鳥取県立特別支援学校幼稚部幼児募集要項  
(鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立皆生養護学校)

1 鳥取県立鳥取聾学校(以下「鳥取聾学校」という。)及び鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校(以下「ひまわり分校」という。)

(1) 出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては聴覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度のものとし、重複障がい学級にあっては聴覚障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに出生した幼児

イ 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに出生した幼児

ウ 平成25年4月2日から平成26年4月1日までに出生した幼児

(2) 出願方法

ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書にオーディオグラム(測定したものがない場合には、鳥取聾学校又はひまわり分校で測定する。)を添えて鳥取県立鳥取聾学校長(以下「鳥取聾学校長」という。)に持参、又は郵送しなければならない。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。また、郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間及び受付場所

(ア) 出願期間

a 平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

b 受付時間は、平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

(イ) 受付場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ その他

鳥取聾学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接の結果により行う。

(4) 面接等の日程

ア 日時 平成29年3月7日(火) 午前10時から午前11時30分まで

イ 場所 鳥取聾学校又はひまわり分校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

(5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に鳥取聾学校及びひまわり分校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

(6) その他

ア 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校及びひまわり分校において、平成29年1月13日(金)午前10時開催の出願に関する説明会から交付を開始する。

イ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に面接等を実施する。

ウ この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

## 2 鳥取県立皆生養護学校(以下「皆生養護学校」という。)

### (1) 出願資格を有する者

4歳児又は5歳児で、単一障がい学級にあっては肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度のものとし、重複障がい学級にあっては肢体不自由の程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 平成23年4月2日から平成24年4月1日までに出生した幼児

イ 平成24年4月2日から平成25年4月1日までに出生した幼児

### (2) 出願方法

#### ア 出願手続

入学志願者は、入学志願書に医師の診断書又は障害者手帳の写しを添えて鳥取県立皆生養護学校長(以下「皆生養護学校長」という。)に持参、又は郵送しなければならない。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。また、郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

#### イ 出願期間及び受付場所

##### (ア) 出願期間

a 平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は、2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

b 受付時間は、平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

##### (イ) 受付場所 皆生養護学校

#### ウ その他

皆生養護学校長は、アの入学志願書等が提出されたときは、審査の上、面接の日程等の必要事項を入学志願者に通知するものとする。

### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書等の審査及び面接等の結果により行う。

### (4) 面接の日程等

ア 日時 平成29年3月7日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで

イ 場所 皆生養護学校

ウ 内容

(ア) 幼児との面接及び行動観察

(イ) 保護者との面接

### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者に通知する。

### (6) その他

ア 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において平成29年1月19日(木)から交付する。

イ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、皆生養護学校長が特に認めたときは、別に面接等を実施する。

ウ この要項に定めるもののほか、幼児の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

## 3 問合せ先

幼稚部の募集に関し不明な事項は、次の特別支援学校に問い合わせること。

学校名	郵便番号	住所	電話	ファクシミリ
鳥取 <sup>ろう</sup> 聾学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606
ひまわり分校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-1	0859-23-2810	0859-23-2813
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原七丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485

1 鳥取県立鳥取盲学校

(1) 鳥取県立鳥取盲学校(以下「鳥取盲学校」という。)に出願資格を有する者

ア 高等部

普通科の単一障がい学級及び保健医療科にあつては、視覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあつては、視覚障がいの程度が同表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者にあつては鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。))を經由して審査申請手続を行うこと。

(ア) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者

(イ) 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

イ 専攻科

視覚障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者、又は中等教育学校の後期課程を修了した者

(イ) 平成29年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

(ウ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条各号(P.61)のいずれかに該当する者

(2) 出願方法

ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を經由して鳥取県立鳥取盲学校長(以下「鳥取盲学校長」という。)に提出しなければならない。ただし、鳥取盲学校長が特に認めるときは、出身(在学)学校長を經由することを要しない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び視力等の証明書を添えて、鳥取盲学校長に提出するものとする。ただし、当該調査書の提出が困難な場合は卒業証明書に代えることができる。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 鳥取盲学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、書留とする。

ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ その他

鳥取盲学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、学力検査の日程等の必要事項を出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を經由しないで入学志願書等が提出されたときは、当該入学志願者)に通知するものとする。

(3) 入学候補者の決定及び入学者の選抜の方法

ア 普通科の入学候補者の決定は、入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

イ 保健医療科及び専攻科の入学者の選抜は、入学志願書・調査書等の提出書類審査及び学力検

査、適性検査、面接の結果により行う。

**(4) 諸検査、学力検査、適性検査及び面接の日程等**

ア 日時

平成 29 年 3 月 7 日(火) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで  
(午前 8 時 30 分までに集合すること。)

イ 場所

鳥取盲学校

ウ 内容

普通科 単一障がい学級志願者 諸検査(国語、社会、数学、理科及び英語)、面接  
重複障がい学級志願者 諸検査及び面接  
保健医療科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接  
専攻科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養。盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により理科分野の一般教養検査を保健医療の専門教養検査に代えることができる。)、適性検査及び面接

エ その他

筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

**(5) 入学候補者及び合格者の発表**

平成 29 年 3 月 15 日(水)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

**(6) 再募集の実施**

合格者の発表の結果、鳥取盲学校高等部保健医療科又は専攻科医療科において、入学確定者数が募集生徒数に満たない場合にあつては、その不足の生徒数についての再募集を実施する。

ア 出願手続

1 の(2)アに同じ。

イ 出願期間

平成 29 年 3 月 21 日(火)及び 22 日(水)とする。  
ただし、郵送による場合は簡易書留とし、3 月 22 日(水)正午必着とする。

ウ 受付時間

平成 29 年 3 月 21 日(火)は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 22 日(水)は午前 9 時から正午までとする。

エ 受付場所

鳥取盲学校

オ 学力検査、適性検査及び面接の日程等

(ア) 日時

平成 29 年 3 月 23 日(木) 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで  
(午前 8 時 30 分までに集合すること。)

(イ) 場所

鳥取盲学校

(ウ) 内容

保健医療科 学力検査(国語・社会分野の一般教養)、適性検査及び面接  
専攻科 学力検査(国語・社会・数学・理科分野の一般教養。盲学校の保健医療科を卒業した者にあつては、申出により理科分野の一般教養検査を保健医療の専門教養検査に代えることができる。)、適性検査及び面接

(エ) その他

筆記試験が不可能な者については、口頭試験を行う。

カ 合格者の発表

平成 29 年 3 月 27 日(月)正午に鳥取盲学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長(出身(在学)学校長を経由しないで入学志願書等が提出された者を除く。)に通知する。

**(7) その他**

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取盲学校において平成 29 年 1 月 19 日(木)午後 1 時 30 分から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取盲学校において、平成 29 年 1 月 19 日(木)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取盲学校長が特に認めたときは、別に諸検査等を実施する。(普通科のみ)

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取盲学校長が定める。

## 2 鳥取県立鳥取聾学校

### (1) 鳥取県立鳥取聾学校（以下「鳥取聾学校」という。）に出願資格を有する者

普通科の単一障がい学級並びに産業工芸科及び生活デザイン科にあっては、聴覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

普通科の重複障がい学級にあっては、聴覚障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者）にあっては鳥取県立鳥取聾学校長（以下「鳥取聾学校長」という。))を經由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

### (2) 出願方法

#### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を經由して鳥取県立鳥取聾学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及びオーディオグラム（測定したものが無い場合には、鳥取聾学校で測定する。）を添えて鳥取聾学校長に提出するものとする。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（23.5cm×12cm、長形3号）を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

#### イ 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

郵送の場合は2月20日（月）までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

#### ウ 受付時間

平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

#### エ 受付場所

鳥取聾学校

#### オ その他

鳥取聾学校長は、入学志願書等が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

### (4) 諸検査及び面接の日程等

#### ア 日時

平成29年3月7日（火） 午前9時30分から午後4時10分まで（午前9時15分までに集合すること。）

#### イ 場所

鳥取聾学校

#### ウ 諸検査

普通科 単一障がい学級 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)  
重複障がい学級 諸検査

産業工芸科 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)

生活デザイン科 諸検査(国語、数学、英語、社会及び理科)

#### エ 面接（志願者全員に対して実施。）

### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日（水）正午に鳥取聾学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身（在学）学校長に通知する。

### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取聾学校において体験入学時にあわせて開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取聾学校において、平成29年1月13日（金）午前10時開催の出願に関する説明会から交付を開始する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取聾学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取聾学校長が定める。

### 3 鳥取県立鳥取養護学校

#### (1) 鳥取県立鳥取養護学校(以下「鳥取養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者においては鳥取県立鳥取養護学校長(以下「鳥取養護学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者ただし、原則として、鳥取県立中央病院に入院治療中の者若しくは入院治療を予定している者又は通院治療中の者で通学可能な者に限る。

#### (2) 出願方法

##### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して鳥取養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び医師の診断書、個別の教育支援計画の写し(急な発病の場合は除く。)を添えて鳥取養護学校長に提出するものとする。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

##### イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

##### ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

##### エ 受付場所

鳥取養護学校

##### オ その他

鳥取養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

#### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

#### (4) 諸検査及び面接の日程等

##### ア 日時

平成29年3月7日(火)

単一障がい学級 午前9時から午後1時まで(午前8時40分までに集合すること。)

重複障がい学級 午前10時から正午まで(午前9時40分までに集合すること。)

##### イ 場所

鳥取養護学校

##### ウ 諸検査(単一障がい学級の志願者に対してのみ実施)

国語、数学及び英語

##### エ 面接(志願者全員に対して実施)

単一障がい学級の志願者においては諸検査終了後行う。

#### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に鳥取養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

#### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、鳥取養護学校において平成29年1月16日(月)午後1時30分から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、鳥取養護学校において平成29年1月16日(月)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、鳥取養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、鳥取養護学校長が定める。

#### 4 鳥取県立白兔養護学校

##### (1) 鳥取県立白兔養護学校（以下「白兔養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表(P. 60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者には鳥取県立白兔養護学校長（以下「白兔養護学校長」という。))を經由して審査申請手続を行うこと。

訪問学級にあっては、重度の身体障がい及び知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号(P. 61)のいずれかに該当する者

##### (2) 出願方法

###### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を經由して白兔養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書等を添えて白兔養護学校長に提出するものとする。なお、出願書類については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P. 37~38)によるものとする。また、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

###### イ 出願期間

平成29年2月21日（火）から同月23日（木）までの日とする。

郵送の場合は2月20日（月）までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

###### ウ 受付時間

平成29年2月21日（火）及び22日（水）は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日（木）は午前9時から正午までとする。

###### エ 受付場所

白兔養護学校

###### オ その他

白兔養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

##### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

##### (4) 諸検査及び面接の日程等

###### ア 日時

平成29年3月7日（火） 午前10時から午後3時まで（午前9時30分までに集合すること。）

ただし、訪問学級の志願者には、別途白兔養護学校長が通知する時間とする。

###### イ 場所

白兔養護学校。ただし、訪問学級の志願者には、別途白兔養護学校長が通知する場所とする。

###### ウ 諸検査及び面接

別途白兔養護学校長が通知する方法により実施する。

##### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日（水）正午に白兔養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身（在学）学校長に通知する。

##### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、白兔養護学校において、平成29年1月13日（金）午前10時から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、白兔養護学校において平成29年1月13日（金）から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、白兔養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、白兔養護学校長が定める。

## 5 鳥取県立倉吉養護学校

### (1) 鳥取県立倉吉養護学校(以下「倉吉養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、知的障がい又は肢体不自由の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、知的障がい又は肢体不自由の程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者については鳥取県立倉吉養護学校長(以下「倉吉養護学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

訪問学級にあっては、重度の身体障がいと知的障がいのため学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のいずれかに該当するものとする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

### (2) 出願方法

#### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して倉吉養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書を添えて倉吉養護学校長に提出するものとする。なお、知的障がい部門の出願書類については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P.37~38)によるものとする。肢体不自由教育部門については、出願資格を証明する書類を求める場合もある。また、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

#### イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

#### ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

#### エ 受付場所

倉吉養護学校

#### オ その他

倉吉養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

### (4) 諸検査及び面接の日程等

#### ア 日時

平成29年3月7日(火) 午前10時から正午まで(午前9時30分までに集合すること。)

ただし、訪問学級の志願者については、別途倉吉養護学校長が通知する時間とする。

#### イ 場所

倉吉養護学校。ただし、訪問学級の志願者については、別途倉吉養護学校長が通知する場所とする。

#### ウ 諸検査及び面接

別途倉吉養護学校長が通知する方法により実施する。

### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に倉吉養護学校において発表するとともに、入学志願者び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、倉吉養護学校において、平成29年1月16日(月)午前10時から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、倉吉養護学校において平成29年1月16日(月)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、倉吉養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、倉吉養護学校長が定める。



## 6 鳥取県立皆生養護学校

### (1) 鳥取県立皆生養護学校（以下「皆生養護学校」という。）に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表（P. 60）に規定する程度の者で次のいずれかに該当する者とする。

重複障がい学級にあっては、肢体不自由又は病弱の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当する者とする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長（次のアに該当する者については鳥取県立皆生養護学校長（以下「皆生養護学校長」という。））を経由して審査申請手続を行うこと。

訪問学級にあっては、身体障がい及び知的障がいの程度が重度のため、学校に通学して教育を受けることが困難な者で次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（和22年文部省令第11号）第95条各号（P. 61）のいずれかに該当する者  
ただし、病弱の単一障がい学級にあっては、原則として医療機関に通院治療中の者で通学可能な者に限る。

### (2) 出願方法

#### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して皆生養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び出願資格を有することを証明する書類を添えて皆生養護学校長に提出するものとする。

また、病弱者については、医師の診断書、個別の教育支援計画の写し（急な発病の場合は除く。）を添えて皆生養護学校長に提出するものとする。なお、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒（23.5cm×12cm、長形3号）を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

#### イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

#### ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

#### エ 受付場所

皆生養護学校

#### オ その他

皆生養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

### (4) 諸検査及び面接等の日程等

#### ア 日時

平成29年3月7日(火)

単一障がい学級 午前9時20分から(午前9時までに集合すること。)

重複障がい学級 午前10時15分から(午前10時までに集合すること。)

ただし、訪問学級の志願者については、別途皆生養護学校長が通知する時間とする。

#### イ 場所

皆生養護学校

#### ウ 諸検査又は観察

#### エ 面接(志願者全員に対して実施)

### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に皆生養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、皆生養護学校において平成29年1月19日(木)午後1時30分から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、皆生養護学校において平成29年1月19日(木)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかった者について、皆生養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、皆生養護学校長が定める。

## 7 鳥取県立米子養護学校

### (1) 鳥取県立米子養護学校(以下「米子養護学校」という。)に出願資格を有する者

単一障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

重複障がい学級にあっては、知的障がいの程度が学校教育法施行令第22条の3の表に規定する程度であり、かつ、重複障がいを有する者で次のいずれかに該当するものとする。なお、重複障がい学級への出願を希望する場合は、県就学支援委員会の審査を要するので、あらかじめ在学学校長(次のアに該当する者には鳥取県立米子養護学校長(以下「米子養護学校長」という。))を経由して審査申請手続を行うこと。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者

### (2) 出願方法

#### ア 出願手続

(ア) 入学志願者は、入学志願書を出身(在学)学校長を経由して米子養護学校長に提出しなければならない。

(イ) 出身(在学)学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書を添えて米子養護学校長に提出するものとする。なお、出願書類については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領(P.37~38)によるものとする。また、県外に居住する者は、住民票抄本を添付して出願するものとする。

(ウ) 特別支援学校に理解してほしい特別な事情のある入学志願者は、自己申告書を提出することができる。

(エ) 郵送による出願の場合は、受検証送付用として志願者の住所・氏名を記入した返信用封筒(23.5cm×12cm、長形3号)を同封すること。なお、返信用封筒には、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼ること。

#### イ 出願期間

平成29年2月21日(火)から同月23日(木)までの日とする。

郵送の場合は2月20日(月)までの消印のあるものに限る。ただし、簡易書留とする。

#### ウ 受付時間

平成29年2月21日(火)及び22日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月23日(木)は午前9時から正午までとする。

#### エ 受付場所

米子養護学校

#### オ その他

米子養護学校長は、入学志願書が提出されたときは、審査の上、諸検査及び面接の日程等の必要事項を出身(在学)学校長に通知するものとする。

### (3) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び面接等の結果により行う。

### (4) 諸検査及び面接の日程等

#### ア 日時

平成29年3月7日(火) 午前10時から午後1時まで(午前9時30分までに集合すること。)

#### イ 場所

米子養護学校

#### ウ 諸検査及び面接

別途米子養護学校長が通知する方法により実施する。

### (5) 入学候補者の発表

平成29年3月15日(水)正午に米子養護学校において発表するとともに、入学志願者及び当該入学志願者の出身(在学)学校長に通知する。

### (6) その他

ア 生徒の募集に関する説明会は、米子養護学校において、平成29年1月13日(金)午前10時から開催する。

イ 入学志願書等の用紙は、米子養護学校において平成29年1月13日(金)から交付する。

ウ 入学を希望する者で、やむを得ない事由により受検ができなかったものについて、米子養護学校長が特に認めたときは、別に諸検査及び面接等を実施する。

エ この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、米子養護学校長が定める。

## 8 個人情報開示

### (1) 開示請求書による開示請求

#### ア 開示請求

##### (ア) 開示請求ができる日時

- a 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は平成29年3月15日（水）正午から
- b 再募集入学者選抜受検者は平成29年3月27日（月）正午から

##### (イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立特別支援学校、県庁元気づくり総本部県民課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局内

##### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人（父母等）

##### (エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の書類の提示を求める。また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

#### イ 開示

##### (ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 諸検査等の結果
- c 面接等の結果

##### (イ) 開示する場所

各自が受検した県立特別支援学校

##### (ウ) 開示方法

各自が受検した県立特別支援学校で開示決定（通常は請求後1～2週間くらい）後に、閲覧又は写しの交付により開示

### (2) 口頭による開示請求

#### ア 開示請求

##### (ア) 開示請求ができる期間

- a 一般入学者募集及び一般入学者選抜受検者は平成29年3月15日（水）から4月11日（火）まで（ただし、日曜日、土曜日、及び国民の祝日を除く。）。  
受付時間は、3月15日（水）は正午から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。
- b 再募集入学者選抜受検者は平成29年3月27日（月）から4月24日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日を除く。）。

##### (イ) 開示請求ができる場所

各自が受検した県立特別支援学校

##### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

##### (エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類（学生証、保険証など）の提示を必要とする。

#### イ 開示

##### (ア) 開示する個人情報の内容

- a 諸検査等の結果
- b 面接等の結果

##### (イ) 開示する場所

各自が受検した県立特別支援学校

##### (ウ) 開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

9 募集学科及び募集生徒数等

学校名	部科名	募集学科名	募集生徒数
鳥取県立鳥取盲学校	専攻科	理療科	10人
	高等部	保健理療科	8人
		普通科（単一障がい学級及び重複障がい学級）	—
鳥取県立鳥取聾 <sup>ろう</sup> 学校	高等部	普通科（単一障がい学級及び重複障がい学級）	—
		産業工芸科	
		生活デザイン科	
鳥取県立鳥取養護学校	高等部	普通科（単一障がい学級及び重複障がい学級）	—
鳥取県立白兔養護学校	高等部	普通科（単一障がい学級、重複障がい学級及び訪問学級）	—
鳥取県立倉吉養護学校	高等部	普通科（単一障がい学級、重複障がい学級及び訪問学級）	—
鳥取県立皆生養護学校	高等部	普通科（単一障がい学級、重複障がい学級及び訪問学級）	—
鳥取県立米子養護学校	高等部	普通科（単一障がい学級及び重複障がい学級）	—

# 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

# 平成 29 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜方針

## 1 基本方針

定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった場合については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

## 2 求める生徒像

- (1) 社会生活に必要な力を進んで身に付けようとする生徒
- (2) 就労による社会的自立をめざす生徒
- (3) 仲間とともに切磋琢磨しながら学ぼうとする生徒

## 3 出願資格

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校に出願できる者は、知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号) 第 22 条の 3 の表の知的障害者の項に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である場合を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成 29 年 3 月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 95 条各号のいずれかに該当する者(同令第 150 条各号のいずれかに該当する者を除く。)

## 4 入学者選抜

### (1) 一般入学者選抜

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長(以下琴の浦高等特別支援学校長という)は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成 28 年 11 月 16 日(水)から同月 18 日(金)までとする。

受付時間は、平成 28 年 11 月 16 日(水)及び 17 日(木)は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 18 日(金)は午前 9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成 28 年 12 月 8 日(木)及び 9 日(金)(ただし、面接は、平成 28 年 12 月 9 日(金)とする。)

#### ウ 検査内容

- (ア) 入学志願者全員に対して、学力検査を実施し、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握する。検査内容は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。
- (イ) 入学志願者全員に対して、適性検査を実施し、基礎体力並びに作業能力及び人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な力を把握する。本検査では、作業遂行に必要と考えられる体力及び能力並びに対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。
- (ウ) 入学志願者全員に対して、作文を実施し、記述内容、文章力等について総合的に評価する。
- (エ) 入学志願者全員に対して、個人面接を実施し、受検者の意欲、態度等を評価する。

#### エ 選抜方法

合格者は、琴の浦高等特別支援学校で実施する学力検査、適性検査、作文及び面接の結果並びに中学校等の校長から提出された調査書等を資料とし、総合的に判定する。

#### オ 合格発表

平成 28 年 12 月 16 日 (金)

#### カ 入学確約書

合格者は、入学確約書を平成 29 年 1 月 10 日 (火) 正午までに、中学校等の校長を経由して琴の浦高等特別支援学校長に提出する。なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱う。

#### キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、合格発表後に入学辞退者があり、合格者が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

#### (2) 再募集入学者選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、一般入学者選抜の合格発表後に合格者が募集定員に達していない場合には、次に定めるところにより、再募集入学者選抜を実施するものとする。

#### ア 出願期間

平成 29 年 1 月 17 日 (火) 及び 18 日 (水) とする。

受付時間は、平成 29 年 1 月 17 日 (火) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 18 日 (水) は午前 9 時から正午までとする。

#### イ 実施期日

平成 29 年 1 月 24 日 (火)

#### ウ 検査内容

一般入学者選抜に準ずるものとする。

エ 選抜方法

一般入学者選抜に準ずるものとする。

オ 合格発表

平成 29 年 1 月 30 日（月）

## 5 その他

- (1) 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の詳細については、鳥取県教育委員会が別に定める。
- (2) 琴の浦高等特別支援学校長は、入学を希望する者を体験入学及び志願者対象相談会に必ず参加させること。



# 平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜実施要項

## 1 募集生徒数

第1学年 40人(くくり募集とする)

\*くくり募集とは、1学科ごとではなく、複数の学科をまとめて募集する方法

40人	生産流通科
	サービスビジネス科

## 2 出願資格

知的障がいの程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表(P.60)に規定する程度の者で、鳥取県内に居住している者(入学までに県内に居住する予定である者を含む。)であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者(高等学校若しくは特別支援学校高等部又はこれに準ずる学校を卒業した者を除く。)
- (2) 平成29年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号(P.61)のいずれかに該当する者(同令第150条各号(P.61)のいずれかに該当する者を除く。)

## 3 志願者対象相談会

入学者選抜に出願する予定の者及びその保護者は、平成28年8月末までに琴の浦高等特別支援学校志願者対象相談会に必ず参加をすること。相談会の日程等の詳細については、鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長(以下「琴の浦高等特別支援学校長」という。)が別途通知する。

## 4 調査書

中学校若しくは特別支援学校中学部(これに準ずる学校を含む。以下「中学校等」という。)の校長は、琴の浦高等特別支援学校に入学を志願する者(以下「志願者」という。)について、調査書を作成する。調査書の作成に当たっては、公正を期するため、校長を委員長とする調査書作成委員会を設けるものとする。

## 5 入学者選抜

### (1) 一般入学者選抜

#### ア 出願

##### (ア) 出願方法

- a 志願者は、入学志願書(様式第1号)に必要事項を記入の上、出身(在学)中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。なお、県外の中  
学校等を卒業した者については、住民票抄本を添付することとする。
- b 出身(在学)中学校等の校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに  
調査書及び、次の表1による提出書類を添付し、琴の浦高等特別支援学校長に提出しな  
ければならない。提出書類の詳細については、出願資格確認に係る提出書類の取扱要領  
(P. 37~38)による。

(表1)出願時に提出する書類

志願者の在籍状況	提出書類
知的障がいがある生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生	
中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者又は卒業生	
上記以外の者 ・知的障がい以外の特別支援学校の在籍者 ・知的障がい特別支援学級以外の学級の在籍者等	<b>【療育手帳を所持している場合】</b> →療育手帳の写し <b>【療育手帳を所持していない場合】</b> →次の3つの書類を揃えて提出する ・医師の診断書の写し(様式第2号) ・申告書(様式第4号) ・個別の教育支援計画の写し

- c 琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要項(P. 36)で出願を許可された志願者(以下「県外志願者」という。)については、県外志願者出願届(様式第17号)及びその添付書類を出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。
- d 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、672円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦23.5cm×横12cm、長形3号)を同封すること。
- (イ) 出願期間
- a 平成28年11月16日(水)から11月18日(金)までとする。
- b 受付時間は、11月16日(水)及び17日(木)は午前9時から午後4時30分までとし、

11月18日(金)は午前9時から正午までとする。

c 郵送の場合は書留によることとし、11月15日(火)までの消印のあるものに限る。

(ウ) 受付場所

琴の浦高等特別支援学校で受け付ける。

〔住所：〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕 1957-1〕

(エ) 出願の受付

a 琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証(様式第1号)を切り離して交付しなければならない。

なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。

その際、琴の浦高等特別支援学校長は、受付名簿(任意様式)を作成するものとする。

b 琴の浦高等特別支援学校長は、入学志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者等報告書(様式第6号)により、県教育委員会(特別支援教育課)に平成28年11月18日(金)午後1時までにはファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

(オ) 入学者選抜手数料は無料とする。

(カ) 出願書類の交付

平成28年10月6日(木)から、琴の浦高等特別支援学校で交付する。併せて、10月6日(木)午後4時から琴の浦高等特別支援学校において、出願に関する説明会を実施することとする。

## イ 欠席者の報告

出願後、志願者が何らかの事由で受検しない場合は、出身(在学)中学校等の校長は、琴の浦高等特別支援学校長に、すみやかに受検欠席届(様式第10号)を提出することとする。

## ウ 諸検査及び面接

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接を、入学志願者全員に対して行う。

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接は、学校長の管理のもとに行う。

(ア) 学力検査は、社会生活や職業生活に必要な基礎的学力を把握することを目的とし、検査においては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示されている知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部段階の各教科(外国語科を除く。)の内容を総合的に取り扱うものとする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
学力検査 1	読み、書き、計算等の内容を中心に上げ、社会生活や職業生活に必要な基礎的な能力を総合的に評価する。	45分	50点
学力検査 2	各教科の内容を幅広く取り上げ、社会生活や職業生活において知識や技能を活用し、又は応用する能力を総合的に評価する。	45分	50点

- (イ) 適性検査は、基礎体力、作業能力、人間関係形成能力等、社会生活や職業生活に必要な能力を把握することを目的とする。

検査名	検査内容	検査時間	配点
適性検査 1	作業の正確性、注意観察力、指示理解力、持続力、体力、集中力、手指の巧緻性等の作業遂行に必要なと考えられる能力及び社会生活や職業生活において必要な対人関係の基礎的な適応能力等について総合的に評価する。	45分	50点
適性検査 2		45分	50点

- (ウ) 作文は、入学志願者の選抜のための作文実施要領(P. 34)により実施する。

- (エ) 面接は、入学志願者の選抜のための面接実施要領(P. 35)により実施する。

- (オ) 諸検査の実施期日 平成 28 年 12 月 8 日(木)

- (カ) 面接の実施期日 平成 28 年 12 月 9 日(金)

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 28 年 12 月 1 日(木)までに、出身(在学)中学校等の校長に対し、面接の実施に関する必要事項を通知(任意様式)するものとする。

- (キ) 諸検査及び面接の実施場所

琴の浦高等特別支援学校

- (ク) 諸検査及び面接会場

a 諸検査及び面接を行う会場は、琴の浦高等特別支援学校が設ける。

b 琴の浦高等特別支援学校は会場の机、いすを整備点検し、机には受検番号を明示しておかなければならない。また、下敷の使用が必要な場合は必ず事前に点検して準備しておくとともに、展示物や掲示物等を取り除いておかなければならない。

- (ケ) 諸検査における留意事項

a 携行品

(a) 筆記用具

鉛筆(和歌や格言等が印刷されているものは不可)、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り、直定規又は三角定規(分度器機能のあるものや公式の記入等のあるものは不可)、コンパスだけとする。

(b) 体操服(運動のできる服)及び体育館用シューズ

(c) 計時機能以外の機能を要する腕時計、携帯電話等は携帯させない。

b 検査実施時刻の前に、受検者全員に必要な事項を伝達し、指示するものとする。集合時刻は、受検者の交通の便等をよく考慮して決めなければならない。

c 検査実施時間中は、受検者を検査会場(教室等)から外に出さないようにし、用便等のためやむを得ず外に出るときは、必ず教職員が付き添わなければならない。

d 受検証を紛失した者又は忘れてきた者については、本人であることを確認し、受検証を再発行して差し支えない。

e 各時限の検査開始後 25 分以上遅刻した者については、原則としてその時限の検査は受検させない。

f 問題用紙は、受検者が持ち帰ることができる。

g 病気等により、正規の検査会場で受検できない者又は途中で受検できなくなった者があるときは、別室等で受検させるよう配慮し、この場合は必ず教職員を付き添わせるとともに、病状に応じ医師又は養護教諭を待機させるほか、毛布、保温器具等の持参を認める等臨機の措置をとるものとする。

また、正規の検査会場以外の所(例えば病院、自宅等)での受検は原則として認めないが、やむを得ない事情がある場合には、琴の浦高等特別支援学校長の判断により受検の便宜をはかるものとする。

(コ) 受検者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 28 年 12 月 8 日(木)正午までに、受検者数を入学志願者数等報告書(様式第 6 号)により県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

(サ) 諸検査に係る実施報告

琴の浦高等特別支援学校長は、学力検査に係る検査問題及び諸検査に係る実施報告(様式第 11 号)を、平成 28 年 12 月 12 日(月)までに県教育委員会(特別支援教育課)に提出するものとする。

## エ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査と適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る

能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。

教育上必要があると認めるときには、県教育委員会(特別支援教育課)と協議の上、募集定員を超えて合格者を決定することができる。

## オ 合格発表

### (ア) 日時及び場所

平成 28 年 12 月 16 日(金)正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

### (イ) 合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 28 年 12 月 16 日(金)午後 1 時までに入学者数を入志願者数等報告書(様式第 6 号)によりファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(特別支援教育課)に提出しなければならない。

## カ 入学確約書の提出

(ア) 合格者は入学確約書(様式第 12 号)を平成 29 年 1 月 10 日(火)正午までに、出身(在学)中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出するものとする。

なお、期限までに入学確約書の提出がない者については、入学辞退者として取り扱うものとする。

(イ) 出身(在学)中学校等の校長は、提出された入学確約書に基づき、入学確約者名簿(様式第 13 号)を作成して、平成 29 年 1 月 10 日(火)午後 1 時まで、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。なお、合格者があったにもかかわらず入学確約書提出者がいない場合も、入学確約者数を 0 名と記入して提出するものとする。

また、入学確約者名簿及び入学確約書はその写しをファクシミリ又は電子メールで提出することができる。その場合、原本は平成 29 年 1 月 11 日(水)までに琴の浦高等特別支援学校長に持参又は郵送で提出することとする。

## キ 繰上合格

琴の浦高等特別支援学校長は、入学確約者数が募集定員に満たなくなった場合には、あらかじめ定めた順序により繰上合格をすることができる。

(ア) 繰上合格の決定にあたっては、琴の浦高等特別支援学校長は該当する受検者が在籍若しくは卒業した中学校等の校長を通じて受検者の意思を確認するものとする。

(イ) 琴の浦高等特別支援学校長から受検者の意思確認の依頼を受けた中学校等の校長は、ただちに該当する受検者と連絡をとり、その結果をすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に報告するものとする。

- (ウ) 繰上合格の決定は平成 29 年 1 月 11 日(水)正午までに行うものとする。
- (エ) 中学校等の校長は、繰上合格の連絡に備え、平成 29 年 1 月 10 日(火)午後 1 時から 11 日(水)正午まで一般入学者選抜で不合格になった受検者又は保護者の連絡先を把握しておくこと。
- ただし、これにより該当生徒に過度の期待をもたせることのないよう配慮するものとする。
- (オ) 繰上合格者は琴の浦高等特別支援学校長が指定した期日までにすみやかに出身(在学)中学校等の校長を経由して、入学確約書(様式第 12 号)を提出するものとする。

## ク 入学確定者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 29 年 1 月 11 日(水)午後 1 時まで、入学確定者数を入学者志願者数等報告書(様式第 6 号)により県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

なお、募集定員に満たなかった場合、再募集実施計画書(様式第 14 号)も併せて県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出しなければならない。

## (2) 再募集入学者選抜

入学確定者数が募集定員に満たない場合は、その不足の生徒数について次のとおり再募集入学者選抜を実施する。

### ア 募集生徒数

募集生徒数は、募集定員と入学確定者数を勘案して、県教育委員会が平成 29 年 1 月 11 日(水)に決定し、関係機関に通知するとともに、県教育委員会のホームページに掲載する。

### イ 出願

#### (ア) 出願方法

- a 一般入学者選抜に合格をしたが入学確約書の提出をしていない者は、出願することができる。
- b 志願者は、次の書類を出身(在学)中学校等の校長を経由して、琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。
  - (a) 入学志願書(様式第 1 号)
  - (b) 一般入学者選抜の受検証(一般入学者選抜を受検した者。ただし、受検証を紛失した場合は、琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜を受検した事実を中学校等の校長が証明したものの提出をもって受検証の提出に代える)

- c 中学校等の校長は、志願者から入学志願書の提出を受けたときは、これに調査書及び、出願時に提出する書類(P. 37 表 1)を添付し、琴の浦高等特別支援学校の校長に提出しなければならない。
  - d 県外志願者については、県外志願者出願届(様式第 17 号)及び添付書類を出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校の校長に提出するものとする。
  - e 郵送による出願の場合は、受検証送付用として、簡易書留速達と明記し、672 円切手を貼り、あて先を記入した返信用封筒(縦 23.5 c m×横 12 c m、長形 3 号)を同封すること。
- (イ) 出願期間
- a 平成 29 年 1 月 17 日(火)から 1 月 18 日(水)までとする。
  - b 受付時間は、1 月 17 日(火)は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、1 月 18 日(水)は午前 9 時から正午までとする。
  - c 郵送の場合は、書留によることとし、1 月 18 日(水)正午必着とする。
- (ウ) 受付場所
- 琴の浦高等特別支援学校で受け付ける。
- (エ) 出願の受付
- a 琴の浦高等特別支援学校長は、出願書類を受け付けたときは、所定の添付書類を確認のうえ受理し、校長印で割印し、受検証(様式第 1 号)を切り離して交付しなければならない。  
なお、琴の浦高等特別支援学校が作成する、諸検査等の集合場所、集合時間などの必要な事項を記載した受検者心得を、受検証の交付時に配付するものとする。  
その際、受付名簿(任意様式)を作成するものとする。
  - b 琴の浦高等特別支援学校長は、入学志願者数及び出身地区別志願者数を入学志願者数等報告書(様式第 6 号)により県教育委員会(特別支援教育課)に平成 29 年 1 月 18 日(水)午後 1 時までにはファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

## ウ 諸検査及び面接

諸検査(学力検査、適性検査、作文)及び面接を、入学志願者全員に対して行う。

- (ア) 実施期日 平成 29 年 1 月 24 日(火)
- (イ) 実施場所 琴の浦高等特別支援学校
- (ウ) 実施内容 一般入学者選抜の実施内容に準ずる。

## エ 入学者の選抜

琴の浦高等特別支援学校長は、学校の特性に配慮しつつ、調査書、学力検査と適性検査の合計得点、作文、面接の結果等を資料とし、求める生徒像に沿ってその教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜を行う。



## オ 合格発表

### (ア) 日時及び場所

平成 29 年 1 月 30 日(月)正午

琴の浦高等特別支援学校及び学校ホームページ

### (イ) 合格者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、平成 29 年 1 月 30 日(月)午後 1 時までに入学者数を入学者志願者数等報告書(様式第 6 号)によりファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(特別支援教育課)に提出しなければならない。

## 6 配慮事項

### (1) 検査にあたっての配慮

入学者選抜検査については、生徒の個々の障がいの状態や事情に応じた配慮を行うものとする。

### (2) 選抜にあたっての配慮

過年度中学校等卒業者、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒及び中学校等における長期欠席等の生徒については、選抜にあたり、それらの生徒の個々の事情に応じた配慮をするものとする。

### (3) 配慮にあたっての提出書類等

#### ア 障がいに応じた特別な配慮が必要な生徒

(ア) 特別な配慮を希望する者は、入学志願書の「受検時に希望する配慮事項」の欄に必要な事項を記入する。配慮する内容は普段から中学校等で行っているものを原則とする。

(イ) 琴の浦高等特別支援学校長は、記載内容に応じて検査方法を工夫するなどの配慮をする。

#### イ 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等

(ア) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等の要件

a 県内に住所を有する者又は入学日までに県内に居住予定の者で、帰国又は来日の期間(帰国又は来日した日から平成 28 年 11 月 1 日までの期間をいう。)が 3 年以内であり、かつ、帰国の場合には、外国における在住期間が帰国時からさかのぼり継続して 1 年以上であること。

b 学校生活において日本語指導が必要と認められる志願者であること。

- (イ) (ア)の a 及び b の要件を満たす志願者については、琴の浦高等特別支援学校長及び県教育委員会(特別支援教育課)が協議の上、必要と認めた配慮を行うとともに、諸検査及び面接等の結果から、志願者の関心・意欲とともに、琴の浦高等特別支援学校での成業の見込みがあるかどうかを考慮し、他の志願者とは異なる基準で選抜できるものとする。
- (ウ) 日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いを希望する者は、特別措置願(様式第 15 号)を入学志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。
- (エ) 出身(在学)中学校等の校長は、特別措置願の提出を希望する生徒について、把握でき次第できるだけすみやかに琴の浦高等特別支援学校長に連絡すること。
- (オ) 琴の浦高等特別支援学校長は、すみやかに県教育委員会(特別支援教育課)と協議すること。
- (カ) 琴の浦高等特別支援学校長は、受け付けた特別措置願の写しをファクシミリ又は電子メールで県教育委員会(特別支援教育課)に提出すること。

#### ウ 中学校等における長期欠席等の生徒

中学校等における長期欠席等の特別の事情のある生徒は、自己申告書(様式第 16 号)を入学志願書に添付して琴の浦高等特別支援学校長に提出することができる。

## 7 自己申告書

### (1) 趣旨

長期欠席や出席扱いではあるが何らかの理由で他の生徒と一緒に学校生活を送れなかった生徒が、不必要な不安感を抱くことなく、安心して志願することができることをねらいとし、希望する者は自己申告書(様式第 16 号)を提出できるものとする。

### (2) 自己申告書を提出できる者

自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。

- ア 第 3 学年の欠席日数が原則として 40 日以上の子
- イ 第 3 学年の欠席日数が 40 日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
  - (ア) 適応指導教室等学校外の施設への通級等により出席扱いとなっている者
  - (イ) 保健室登校、院内学級などにより通常の授業は受けていないが出席扱いになっている者
- (ウ) 第 1 学年又は第 2 学年の欠席日数が原則として 50 日以上の子
- (エ) 第 1 学年又は第 2 学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として 50 日以上の子

### (3) 記載内容

自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。

### (4) 志願者への周知

出身(在学)中学校等の校長は琴の浦高等特別支援学校を志願する生徒及び過年度中学校等を卒業した生徒に「琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について」を配付し、生徒及び保護者に自己申告書の趣旨を伝えること。また、自己申告書(様式第16号)を配布する際は、必ず様式の裏面(自己申告書についての注意事項)も印刷すること。

### (5) 提出

自己申告書(様式第16号)を提出しようとする者は、中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに出身(在学)中学校等の校長に提出する。

### (6) 琴の浦高等特別支援学校の取り扱いについて

琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなど配慮をする。

また、自己申告書の記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

## 8 個人情報の開示

### (1) 開示請求書による開示請求

#### ア 開示請求

#### (ア) 開示請求ができる日時

- a 一般入学者選抜受検者は平成28年12月16日(金)午後1時から
- b 再募集入学者選抜受検者は平成29年1月30日(月)午後1時から

#### (イ) 開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校、県庁元気づくり総本部県民課、中部・西部総合事務所の各地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局内

#### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人又は代理人(父母等)

#### (エ) 本人又は代理人の確認

受検証、学生証、保険証、運転免許証などの本人又は代理人であることを証明する書類の提示を必要とする。なお、書類に写真が貼付されていない場合は複数の提示を

必要とする。

また、代理人である場合には加えて戸籍謄本・抄本などの提出を必要とする。

## イ 開示

### (ア) 開示する個人情報の内容

- a 調査書
- b 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
- c 作文、面接の結果

### (イ) 開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

### (ウ) 開示方法

琴の浦高等特別支援学校で開示決定後(通常は請求後1～2週間くらい)に、閲覧又は写しの交付により開示

## (2) 口頭による開示請求

### ア 開示請求

#### (ア) 開示請求ができる期間

- a 一般入学者選抜受検者は平成28年12月16日(金)から平成29年1月13日(金)まで(ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日及び年末年始の閉庁日を除く。)

受付時間は、1月16日(月)は午後1時から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

- b 再募集入学者選抜受検者は平成28年1月30日(月)から平成29年2月28日(火)まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く。)

受付時間は、1月30日(月)は午後1時から午後4時30分まで、それ以外の日は午前9時から午後4時30分までとする。

#### (イ) 開示請求ができる場所

琴の浦高等特別支援学校

#### (ウ) 開示請求ができる者

受検者本人のみで、代理人による請求はできない。

#### (エ) 本人の確認

受検証及び受検証の他に本人であることを証明する書類(学生証・保険証など)の提示を必要とする。

## イ 開示

(ア)開示する個人情報の内容

- a 学力検査及び適性検査の各得点及び合計得点
- b 作文、面接の結果

(イ)開示する場所

琴の浦高等特別支援学校

(ウ)開示方法

本人であることを確認した上で、その場で閲覧による開示

## 9 その他

### (1) その他の事項

その他、入学者選抜の実施に関して必要な事項は、琴の浦高等特別支援学校長が定めるものとする。

### (2) 合格後の手続き

ア 合格者は、琴の浦高等特別支援学校長が配付する入学許可願(鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の2)に必要事項を記入の上、提出しなければならない。

イ 琴の浦高等特別支援学校長は、入学許可願の提出があった場合において教育上支障がないと認めたときは、入学許可書(鳥取県立特別支援学校学則様式第3号の3)をその者に交付するものとする。

ウ 入学許可者数の報告

琴の浦高等特別支援学校長は、入学志願者数等報告書(様式第6号)を入学式実施日までに県教育委員会(特別支援教育課)にファクシミリ又は電子メールで提出するものとする。

### (3) 様式作成にあたっての留意事項

ア 各様式の作成は、パソコンで直接入力するか、又は様式を印刷して手書きで記入すること。

イ 配付した様式は、原則として配付時の規格(列・行の幅、行数等)のまま使用すること。

ウ 作成したデータの管理については細心の注意を払うこと。

エ 各様式の記入方法(自筆・ゴム印等)については、特に制限しない。

オ 入学者選抜に係る書類の保存年限は5年とする。

### (4) 注意事項

ア いったん受け付けた出願書類は返却しない。

イ この要項に関する疑問点は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

特別支援教育課(県庁第2庁舎5階) 電話：0857-26-7575

琴の浦高等特別支援学校 電話：0858-55-6477

ウ 中学校等から琴の浦高等特別支援学校、あるいは琴の浦高等特別支援学校から中学校等へのファクシミリ又は電子メールによる報告・照会等については、その取り扱いに十分留意して行うこと。

## 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための作文実施要領

### 1 趣旨

入学志願者全員に対して、作文による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、出題テーマの読み取り及び理解、文章構成力や表現力等を総合的に評価する。

### 2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした作文検査実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で作文のテーマ、評価基準等の実施方法を定める。

### 3 留意事項

(1) 以下のようなテーマとならないよう留意すること。

ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。

イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。

ウ 学力検査に類するような専門的な知識・教養を問う内容。

(2) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。

\*小論文は実施しない。

# 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学志願者の選抜のための面接実施要領

## 1 趣旨

入学志願者全員に対して、面接による検査を実施することで、琴の浦高等特別支援学校への関心、学習意欲、進学意欲、及び将来に対する目的意識等を把握するとともに、基本的なコミュニケーション能力、基礎的な判断力、面接における態度等を総合的に評価する。

## 2 実施方法等

琴の浦高等特別支援学校長は、校長を委員長とした面接実施委員会を設置し、その意見を聴いた上で面接の方式、時間、質問内容の実施方法を定める。

## 3 留意事項

- (1) 志願者が落ち着いて答えられるように、和やかな雰囲気の中で面接ができるよう配慮する。
- (2) 検査員の数は、一検査場につき3名以上を原則とする。  
なお、検査員は十分な意思統一を図り、面接が公平に行われるよう配慮する。
- (3) 質問事項は、志願者が答えやすいものとなるよう精選するとともに、質問の仕方にも十分留意し、いたずらに志願者を不安がらせたり、動揺させたりすることのないよう配慮する。また、吃音、自閉症、発達障がい等を併せ有する等の事情により、話すこと、対人関係等の面で不安、負担のある志願者については、特に留意する。  
なお、次のことについては質問しないよう留意する。
  - ア 志願者の思想、信条及び容姿に関すること。
  - イ 志願者の家庭状況及び生活環境に関わること。
  - ウ 学力検査に関すること。
  - エ 長期欠席者についてはその理由に関すること。
- (4) やむを得ない事情で検査時刻に遅刻した志願者には、その者の検査時刻を遅らせるなど臨機の措置をとる。
- (5) 当日、やむを得ない事情で検査を受けることができなかった志願者については、出身(在学)中学校等の校長を通じて本人に改めて検査日時を通知する。  
この場合、志願者は、やむを得ない事情があったことを証明するに足る書類を出身(在学)中学校等の校長を通じて琴の浦高等特別支援学校長に提出しなければならない。

**\* 口頭試問は実施しない。**

## 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校県外志願者の取扱要領

### 1 県外志願者の取扱い

県外志願者（鳥取県以外に居住している志願者をいう）については、次表の左欄に掲げる特別事情に該当する場合に本県の琴の浦高等特別支援学校に出願を許可する。志願者は県外志願者出願届（様式第 17 号）に加えて、同表の右欄に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

特 別 事 情	添 付 書 類
1 県外に居住していて、鳥取県内に居住地を変更する予定のある者	鳥取県内に居住地を変更することを証明する書類（例：勤務地の転勤証明、転居（予定）先の居住地の契約書の写し、転居先に居住している者の同意書等）
2 その他特別の事情により、鳥取県教育委員会が認めたもの	志願者の住民票抄本 等

### 2 注意事項

この取扱いに関する詳細は、特別支援教育課、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせること。

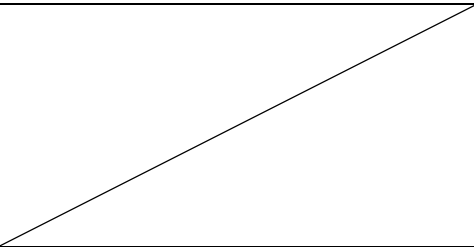


## 鳥取県立特別支援学校高等部（知的障がい）出願資格 確認に係る提出書類の取扱要領

県立特別支援学校（知的障がい）の学校長が志願者の出願資格を確認するための書類として、志願者が在籍している（いた）学校又は学級に応じて、次の表1の通り書類提出を求めるものとする。

ただし、提出書類の内容について更に確認を要すると各県立特別支援学校長が判断した場合は、各県立特別支援学校長はその他の書類の提出を志願者または出身中学校等に対して求めることができる。

(表1)

志願者の在籍状況	提出書類	
知的障がいがある生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の在籍者又は卒業生		
中学校の知的障がい特別支援学級の在籍者又は卒業生		
上記以外の者 ・知的障がい <u>以外</u> の特別支援学校の在籍者 ・知的障がい特別支援学級 <u>以外</u> の学級の在籍者等	<b>【療育手帳を所持している場合】</b> →療育手帳の写し(*1)	<b>【共通】</b> ・入学志願書 ・調査書
	<b>【療育手帳を所持していない場合】</b> →次の3つの書類を揃えて提出する ・医師の診断書(*2) (様式第2号)の写し ・申告書(様式第4号) ・個別の教育支援計画(*3)の写し	


(\*1) 療育手帳の以下のページの写しとする。

**療育手帳**

写真  
 3cm×3.3cm

第 999999 号  
 平成 10 年 10 月 10 日 交付  
 平成 20 年 4 月 1 日 再交付

フリガナ 鳥取 太郎  
氏名 鳥取 太郎  
平成 10 年 10 月 10 日生

  
 鳥取県

本人	性別	男
住所	鳥取市東町 1-220	
	電話( )	
	電話( )	
保護者		
氏名	続柄	
鳥取 花子	母	
住所	鳥取市東町 1-220	
	電話( )	
	電話( )	

判定の記録

障害の程度 (総合判定)	合併障害
A	(身体障害 2 級) 視覚障害 2 級
バス介護	旅客鉄道株式会社 第 1 種 旅客運賃減額
<del>バス介護不要</del>	
鳥取県特別医療費助成条例別表第 2 号「重度知的障害者」の判定基準	(1) 該当者 (2) 該当者 非該当者 (身体障害 級)
判定年月日	平成 10 年 10 月 10 日
次の判定年月	平成 12 年 12 月
判定機関	中央児童相談所

氏名、写真等のページ

最新の判定記録のページ

(※2) 専門医による診断書。同様の内容が記載された専門医の診断書であれば、別様式でもよい。

(※3) 各学校の様式で、受検年度6月までに保護者同意のもとに作成されたもの。保護者の署名、押印、作成日がない様式の場合は、6月までに保護者同意のもとに作成されたものであることを学校長が証明し余白に押印すること。

卒業生は、在籍者に準ずる書類を提出する。

<記載例>

この個別の教育支援計画は、平成28年 月 日に保護者同意のもとに作成されたものであることを証明します。

平成 年 月 日

中学校名

校長氏名

印

各種樣式

(一般入学・再募集入学)

# 入学志願書

私は、貴校へ入学したいので、保護者と連署してお願いします。

平成 年 月 日

鳥取県立

学校長 様

本人氏名

保護者氏名

印

※受付番号

志願者	(ふりがな)					
	氏名	生年月日	昭和 平成	年 月 日生	性別	
	住所	県 市郡				
保護者	最終学歴	( 年 月 日 卒業・卒業見込 )				
	氏名	(緊急連絡先電話番号)				
保護者	住所	県 市郡				
	障がいの種類及び程度					
受検時に希望する配慮事項	※希望する場合に記入してください。					
入学希望の部科名及び学年又は学級	幼稚部	( ) 歳児 単一障がい学級・重複障がい学級				
	高等部	( ) 部門				
		普通科 単一障がい学級・重複障がい学級・訪問学級				
専攻科	( ) 科					
	専攻科	理療科				

受検証			
受検番号	※		
氏名		性別	
生年月日	昭和 平成	年 月 日生	
<p>上記の者は、平成 年度 <b>一般再募集</b></p> <p>入学検査の受検者であることを証する。</p> <p>鳥取県立 学校長</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

割印

(記入上の注意事項)

- 「入学志願書」「受検証」共に記入してください。ただし、※印の欄(受付番号及び受検番号)は記入しないでください。
- 「志願者 最終学歴」欄については、
  - 高等部志願者は最終の出身中学校又は特別支援学校中学部名を記入してください。
  - 専攻科志願者は最終の高等学校又は特別支援学校高等部名等を記入してください。
- 入学希望の部科名及び学年又は学級の部門については、鳥取養護学校・皆生養護学校においては、肢体不自由又は病弱、倉吉養護学校においては、知的障がい又は肢体不自由のどちらか志望する名称を記入してください。琴の浦高等特別支援学校においては、高等部を○で囲んでください。
- 太字の項目については、該当するものを○で囲んでください。
- 満年齢は平成29年4月1日現在で記入してください。

診 断 書

住 所  
氏 名  
生年月日  
性別（ ）  
年 月 日

- 1 障がい名
- 2 起因する疾患・病名・原因

3 臨床検査結果

【知能（発達）検査】	【脳波検査】
○実施検査名（ ） ○実施期日 年 月 日 ○検査結果（IQ等）及び所見など	○実施期日 年 月 日 ○検査結果及び所見など

4 精神・身体症状 ※該当箇所にチェックし、詳細を「特記事項」に記載する。

<input type="checkbox"/>	多動	<input type="checkbox"/>	自傷	[特記事項]
<input type="checkbox"/>	興奮	<input type="checkbox"/>	摂食障がい	
<input type="checkbox"/>	寡動（無気力・引っ込み）	<input type="checkbox"/>	頭痛	
<input type="checkbox"/>	粘着	<input type="checkbox"/>	腹痛	
<input type="checkbox"/>	自閉	<input type="checkbox"/>	めまい	
<input type="checkbox"/>	集団不適応	<input type="checkbox"/>	失禁	
<input type="checkbox"/>	不登校	<input type="checkbox"/>	てんかん発作	
<input type="checkbox"/>	言語遅滞	<input type="checkbox"/>	その他	

5 所 見（医療的な配慮事項や服薬等）

平成 年 月 日  
所 在 地  
病（医）院名  
医師（氏名）

(様式第3号) (病弱用)

診

秘

断

書

住 所

氏 名

性別 ( )

生年月日

年

月

日

1 病 名

2 現在の治療の状況

3 学校生活上特に留意すべき事項

4 所 見 (今後の治療及び治癒の見込み等について)

平成 年 月 日

所 在 地

病 (医) 院名

医 師 (氏名)

印

## 申 告 書

志願者氏名			
入学を希望する 学校名	( ) 県立白兔養護学校	( ) 県立倉吉養護学校	( ) 県立琴の浦高等特別支援学校

1 志願者に知的障がいがあることに対し、どのような点に留意のうえ指導及び支援を行ってきたかについて

2 知的障がい以外の学級や学校に在籍することが適当と判断した理由

3 知的障がい特別支援学校への進学が適当であるとする理由について

(1) 知的機能の状況から見た側面

(2) 適応行動の状況から見た側面

(3) 教育課程から見た側面

(4) 将来の進路及び社会参加の方向性から見た側面

県立知的障がい特別支援学校高等部の入学者募集及び選抜の出願にあたり、以上のおり申請します。

平成 年 月 日

学校長 \_\_\_\_\_



当該志願者については上記のおりであり、県立知的障がい特別支援学校高等部への進学を希望します。

平成 年 月 日

保護者 \_\_\_\_\_ (印)

申告書(記載内容について)

志願者氏名	
入学を希望する 学校名	( ) 県立白兔養護学校 ( ) 県立倉吉養護学校 ( ) 県立米子養護学校 ( ) 県立琴の浦高等特別支援学校

1 志願者に知的障がいがあることに対し、どのような点に留意のうえ指導及び支援を行ってきたかについて

2 知的障がい以外の学級や学校に在籍することが適当と判断した理由

3 知的障がい特別支援学校への進学が適当であるとする理由について

(1) 知的機能の状況から見た側面

論理的あるいは抽象的思考力、問題解決力、認知、学習機能等、情緒面ではなく知的活動の状況から、記入すること

(2) 適応行動の状況から見た側面

集団参加の状況、時・所・場合・T.P.Oに応じた配慮、協調性、公共交通機関の利用や地域活動への参加等の状況、労働に対する意欲や態度等について記入すること

(3) 教育課程から見た側面

中学校等で実施してきた教育課程を踏まえ、進学先の学校の教育課程及び教育内容が本人になぜ適していると考えられるかについて記入すること

(4) 将来の進路及び社会参加の方向性から見た側面

本人や保護者が希望する将来の進路や社会参加の方向性を踏まえ、進学先の学校が適切であると考えられる理由について記入すること

県立知的障がい特別支援学校高等部の入学者募集及び選抜の出願にあたり、以上のとおり申し上げます。

平成 年 月 日

学校長

印

当該志願者については上記のとおりであり、県立知的障がい特別支援学校高等部への進学を希望します。

平成 年 月 日

保護者

印



(様式第5号) (本人→中学校等→特別支援学校)

※受検番号

# 自己申告書

平成 年 月 日

鳥取県立

学校長 様

出身(在学)学校名

志願者氏名

保護者氏名

印

わたしは、貴校への志願に当たり、以上のことを申告します。

【特別支援学校に理解してほしいことがら】

学校に行けなかった理由、特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などについて記入してください。】

(裏面に注意事項あり)

(裏面)

## 自己申告書についての注意事項

- 1 特別支援学校に理解してほしい特別な事情がある志願者は、出身(在学)学校から自己申告書用紙の配布を受け、志望する特別支援学校に提出することができる。
- 2 自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
  - (1)第3学年の欠席日数が50日以上のある者
  - (2)第3学年の欠席日数が50日未満であるが、次のいずれかに該当する者
    - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
    - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
    - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上のある者
- 3 記載上の注意
  - (1)自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など、志望する特別支援学校に理解してほしいことがらとする。
  - (2)自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
  - (3)※欄(受検番号欄)には記入しないこと。
- 4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を志願書とともに厳封の上、出身(在学)学校長に提出する。その際、封筒の表に、出身(在学)学校名・本人氏名を記入する。
- 5 自己申告書の提出を受けた出身(在学)学校長は、他の出願書類とともに志願先特別支援学校の校長に提出する。
- 6 出身(在学)学校長から自己申告書の提出を受けた特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、面接等の仕方に配慮する。
- 7 出身(在学)学校長から自己申告書の提出を受けた特別支援学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

<一般入学志願者数等>

募集定員	志願者数	志願者のうち			
		過年度卒業生	県外志願者	自己申告書提出者数	特例措置願提出者
11月18日 午後1時まで					

受検者数	欠席者数	欠席者の理由内訳		
		病気	その他	
				備考
12月9日 正午まで				

<再募集志願者数等>

合格者数	合格者の内訳			
	過年度卒業生	県外志願者	自己申告書提出者	特例措置願提出者
12月16日 午後1時まで				

入学確約書提出者	繰上合格者数	入学確定者
1月11日 午後1時まで		

募集定員	志願者数	受検者数	合格者数
1月18日 午後1時まで		1月30日 午後1時まで	

<出身地区別志願者数>

一般入学者選抜					再募集入学者選抜				
志願者数	左の内訳				志願者数	左の内訳			
	県内東部	県内中部	県内西部	県外		県内東部	県内中部	県内西部	県外
11月18日 午後1時まで					1月18日 午後1時まで				

入学許可者
入学式実施日まで

- (注) 1 内訳は、出身中学校の所在地によること。  
 2 欄の上段は平成29年3月卒業生数、欄の下段は過年度卒業生数とすること。

様式第7号

志願者数、受検者数及び入学候補者数等報告書(一般受検)

【幼稚部】

学校名	年齢	学級	志願者数 (人)	受検者数(人)		受検者数のうち 県外志願者数 (人)	入学候補者数(人)		入学候補者数のうち 県外志願者数 (人)
					計			計	
鳥取聾学校 幼稚部	5歳児	単一							
		重複							
	4歳児	単一							
		重複							
	3歳児	単一							
		重複							
鳥取聾学校 ひまわり分校 幼稚部	5歳児	単一							
		重複							
	4歳児	単一							
		重複							
	3歳児	単一							
		重複							
皆生養護学校 幼稚部	5歳児	単一							
		重複							
	4歳児	単一							
		重複							

1 報告内容

一般受検について

- 志願者数、受検者数及び入学候補者数等報告書  
・幼稚部

2 報告方法

- ファクシミリで特別支援教育課(0857-26-8101)に送付すること。(電子メールも可。tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp)

3 報告期限

- 志願者数は、各出願期間終了後3日以内(土日も含む)に送付すること。
- 受検者数は、各受検日の午後1時まで送付すること。ただし、皆生養護学校幼稚部は午後4時まで送付とする。
- 入学候補者数は、発表後直ちに送付すること。

志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(一般受検)

【高等部・専攻科】

学校名	科名	学級	定員(人)	志願者数(人)	受検者数(人)		受検者数のうち		入学候補者・合格者数(人)		入学候補者・合格者数のうち	
					計	過年度卒業者(人)	県外志願者(人)	計	過年度卒業者(人)	県外志願者(人)		
鳥取盲学校	普通科	単一										
		重複										
	保健医療科		8									
	専攻科		10									
鳥取聾学校	普通科	単一										
		重複										
	産業工芸科 生活デザイン科											
鳥取養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	単一 重複									
白兔養護学校	普通科		単一 重複 訪問									
倉吉養護学校	普通科	知的	単一									
			重複									
		肢体 不自由	単一									
			重複									
	訪問											
皆生養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	単一									
			重複									
		訪問										
米子養護学校	普通科		単一									
			重複									

1 報告内容

一般受検について

- 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書・高等部、専攻科

3 報告期限

- 志願者数は、各出願期間終了後3日以内(土日も含む)に送付すること。
- 受検者数は、各受検日の午後1時まで送付すること。  
ただし、白兔養護学校高等部は午後4時まで送付とする。
- 入学候補者・合格者数は、発表後直ちに送付すること。

2 報告方法

- ファクシミリで特別支援教育課(0857-26-8101)に送付すること。(電子メールも可。tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp)

志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書(再募集又は学校長が特に認めた受検)

【高等部・専攻科】

学校名	科名	学級	再募集人員 (人)	志願者数 (人)	受検者数(人)		受検者数のうち		入学候補者・合格者数 (人)		入学候補者・ 合格者数のうち	
					計	過年度卒業者 (人)	県外志願者 (人)	計	過年度卒業者 (人)	県外志願者 (人)		
鳥取盲学校	普通科	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複										
	保健医療科											
	専攻科	/										
鳥取聾学校	普通科	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複										
	産業工芸科 生活デザイン科	/										
鳥取養護学校	普通科	病弱 肢体 不自由	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
白兔養護学校	普通科	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複										
	訪問	/										
倉吉養護学校	普通科	知的	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		肢体 不自由	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	訪問	/										
皆生養護学校	普通科	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
		重複										
		訪問										
米子養護学校	普通科	単一	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
		重複	/	/	/	/	/	/	/	/	/	

1 報告内容

再募集又は学校長が特に認めた受検について

- 志願者数、受検者数及び入学候補者・合格者数等報告書

2 報告方法

- ファクシミリで特別支援教育課(0857-26-8101)に送付すること。(電子メールも可。tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp)

3 報告期限

- 志願者数は、各出願期間終了後、速やかに送付すること。
- 受検者数は、各受検日の午後1時まで送付すること。
- 入学候補者・合格者数は、発表後直ちに送付すること。

# 受 検 欠 席 届

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

このたび、平成29年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校一般入学者選抜において、貴校に出願しましたが、下記理由により受検を欠席します。

記

理由： 該当する理由に○を付けてください。

・病気

・その他（ ）

上記のとおり届け出がありました。

学 校 名

校 長 氏 名

印

(注) 1 中学校等の校長は、把握でき次第できるだけすみやかに提出すること。FAX又は電子メールでの提出を可とする。

2 用紙の規格はA4判縦長とする。

様式第11号 鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜における諸検査の実施報告

(学校名)

(1) 諸検査の実施状況

- ① 幼稚部で実施      ② 高等部で実施      ③ 専攻科で実施

(2) 諸検査の実施内容 (ただし、鳥取盲学校高等部保健医療科・専攻科医療科及び琴の浦高等特別支援学校の学力検査を除く。)

実施の有無	実施項目	検査の概要
1	学力に関すること	
2	生活能力に関すること	
3	運動能力に関すること	
4	作業能力に関すること	
5	適性に関すること	
6	行動観察	
7	その他	

(1)の記入について

- ・該当する番号を○で囲むこと。複数回答可。

(2)の記入について

- ・「実施の有無」の欄には、実施した項目に「○」、実施していない項目は「×」記入すること
- ・「検査の概要」については、記入例を参考に実施した項目のみ記入する。未実施の項目は空欄でよい。
- ・諸検査に関わる問題等があれば、添付して提出すること。



# 入 学 確 約 書

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

受 検 番 号

本 人 氏 名

保 護 者 氏 名 ㊟

このたび、平成 29 年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜において、貴校に合格  
しましたので、入学することを確約します。

上記のことを承知しています。

学 校 名  
校 長 氏 名 ㊟

- (注) 1 中学校等の校長は、平成 29 年 1 月 10 日(火)正午までに提出すること。なお、提出は F A X  
又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成 29 年 1 月 11 日(水)までに提出すること。
- 2 再募集については、琴の浦高等特別支援学校長が定める日までに提出すること。
- 3 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

# 入 学 確 約 者 名 簿

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

番号	受検番号	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
入学確約者 計 名		

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学 校 名

校長氏名



- (注) 1 平成 29 年 1 月 10 日 (火) 午後 1 時まで提出すること。なお、提出は F A X 又は電子メール可とし、その場合は、原本を平成 29 年 1 月 11 日 (水) までに提出すること。(郵送可)
- 2 入学確約者がいない場合も入学確約者数 0 名として提出すること。
- 3 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

再 募 集 実 施 計 画 書	
学 校 名	県立琴の浦高等特別支援学校
期 日	平成 2 9 年 1 月 2 4 日 ( 火 )
実 施 内 容	学 力 検 査
	適 性 検 査
	作 文
	面 接
日 程	
備 考	

- (注)
- 1 該当するものを○でかこむこと。
  - 2 日程欄には、集合時刻、各検査の実施時刻、場所等を記入すること。
  - 3 平成 29 年 1 月 11 日 (水) 午後 1 時まで提出すること。
  - 4 用紙の規格は A 4 判縦長とする。

# 特別措置願

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

住 所

志願者氏名

保護者氏名

印

下記の事情により、平成28年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜において、日本語指導が必要な海外帰国生徒・外国籍生徒等としての扱いをお願いします。

## 記

### 1 教育歴

学 校 名	所 在 地 (国名・都市名)	期 間
		昭和 年 月～ 昭和 年 月 平成
		昭和 年 月～ 昭和 年 月 平成
		昭和 年 月～ 昭和 年 月 平成
		昭和 年 月～ 昭和 年 月 平成
備 考		

(注) 備考の欄には、特に参考となることがあれば記入する。

### 2 日本語能力の状況

### 3 希望する特別措置

学校長の所見

学 校 名

校 長 氏 名

印

(注) 用紙の規格はA4判縦長とする。

※ 受検番号

# 自 己 申 告 書

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

出身学校名

志願者氏名

保護者氏名

印

わたしは、貴校への志願にあたり、以下のことを申告します。

**【琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがら】**

学校に行けなかった主な理由、高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などについて  
記入してください。

(裏面に注意事項あり)

(裏面)

## 自己申告書についての注意事項

- 1 琴の浦高等特別支援学校に理解してほしい特別な事情がある志願者は、中学校等から自己申告書用紙の配付を受け提出することができる。
- 2 自己申告書を提出できる者は以下のとおりとする。
  - (1) 第3学年の欠席日数が原則として40日以上の方
  - (2) 第3学年の欠席日数が40日未満ではあるが、次のいずれかに該当する者
    - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある者
    - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある者
    - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の方
    - エ 第1学年又は第2学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として50日以上の方
- 3 記載上の注意
  - (1) 自己申告書の記載内容は、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望など琴の浦高等特別支援学校に理解してほしいことがらとする。
  - (2) 自己申告書の志願者氏名及び申告の内容は志願者本人が、また保護者氏名は保護者本人がそれぞれ記入する。
  - (3) ※欄（受検番号欄）には記入しないこと。
- 4 自己申告書を提出しようとする者は、この申告書を中学校等名、本人氏名を明記した封筒に入れて厳封し、志願書とともに出身（在学）中学校等の校長に提出する。
- 5 自己申告書の提出を受けた中学校等は、他の出願書類とともに琴の浦高等特別支援学校の校長に提出する。
- 6 中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、自己申告書の内容に応じて、選抜方法を工夫するなどの配慮をする。
- 7 中学校等の校長から自己申告書の提出を受けた琴の浦高等特別支援学校長は、記載内容によって志願者に不利が生じることのないように配慮する。

## 琴の浦高等特別支援学校入学者選抜の自己申告書について

学校を長期間欠席したことがある生徒は、「自己申告書」を琴の浦高等特別支援学校に提出することができます。

### 1 「自己申告書」を提出できる生徒

- (1) 第3学年の欠席日数が原則として40日以上の生徒
- (2) 第3学年の欠席日数が40日までにはならないが、次のいずれかに該当する生徒
  - ア 適応指導教室、児童相談所などに長期間通ったことがある生徒
  - イ 学校の保健室・相談室や病院に長期間通ったことがある生徒
  - ウ 第1学年又は第2学年の欠席日数が原則として50日以上の生徒
  - エ 第1学年又は第2学年の遅刻日数と早退日数の合計が原則として50日以上の生徒

### 2 「自己申告書」の提出

- (1) 用紙は、担任の先生からもらってください。
- (2) 「自己申告書」には、学校に行けなかった理由、琴の浦高等特別支援学校で学びたいこと、将来の希望などを書いてください。
- (3) 書き終えたら、必ず保護者の方に見てもらい、封筒に入れ、封をして在籍している学校に提出してください。
- (4) 自己申告書はそのまま琴の浦高等特別支援学校に提出します。

### 3 「自己申告書」の取り扱い

- (1) 提出を受けた琴の浦高等特別支援学校は、生徒の個々の事情に応じた配慮をします。

わからないことは、在籍する学校、又は琴の浦高等特別支援学校に問い合わせてください。

【琴の浦高等特別支援学校】

TEL 0858-55-6477

FAX 0858-55-6466

様式第 17 号（本人→中学校等→琴の浦高等特別支援学校）

## 県外志願者出願届

平成 年 月 日

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校長 様

志願者氏名

保護者氏名

印

下記の事情により、県外志願者として貴校に出願します。なお、貴校に出願した上は、鳥取県以外の公立学校に出願しないことを確約します。

### 記

生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日生	性別	
志願者の現住所			
志願者の転居先住所			
志願者の転居予定日	平成 年 月 日		
保護者の現住所			
出身中学校等	卒業・卒業見込		
特別事情			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名

印

校長氏名



# 学校教育法

(昭和22.3.31法律第26号)

最終改正:平成19.6.27法律第98号

## (特別支援教育)

**第七十二条** 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

**第七十五条** 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

# 学校教育法施行令

(昭和28.10.31・政令340号)

最終改正:平成19.12.12・政令363号

## (視覚障害者等の障害の程度)

**第二十二條の三** 法第七十五条の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

## 備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

# 学校教育法施行規則

(昭和22.5.23文部省令第11号)

最終改正：平成21.8.20文部科学省令第30号

**第九十五条** 学校教育法第五十七条の規定により、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において、学校教育における九年の課程を修了した者
- 二 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 文部科学大臣の指定した者
- 四 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和四十一年文部省令第三十六号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 五 その他高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

**第一百五十条** 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

## 問 合 せ 先 一 覧 表

学校名	郵便番号	住 所	電 話	ファクシミリ
鳥取盲学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1265	0857-23-5441	0857-23-5442
鳥取聾 <sup>ろう</sup> 学校	〒680-0151	鳥取市国府町宮下1261	0857-23-2031	0857-27-8606
ひまわり分校	〒683-0004	米子市上福原7丁目13-1	0859-23-2810	0859-23-2813
鳥取養護学校	〒680-0901	鳥取市江津260	0857-26-3601	0857-27-3207
白兔養護学校	〒689-0201	鳥取市伏野1550-1	0857-59-0585	0857-59-1237
倉吉養護学校	〒682-0836	倉吉市長坂新町1231	0858-28-3500	0858-28-1144
皆生養護学校	〒683-0004	米子市上福原7丁目13-4	0859-22-6571	0859-38-3485
米子養護学校	〒689-3543	米子市蚊屋343	0859-27-3411	0859-27-3420
琴の浦高等特別支援学校	〒689-2501	東伯郡琴浦町赤碕1957-1	0858-55-6477	0858-55-6466
特別支援教育課	〒680-8570	鳥取市東町1丁目271	0857-26-7575	0857-26-8101
東部教育局	〒680-0846	鳥取市扇町21	0857-22-1602	0857-22-1607
中部教育局	〒682-0802	倉吉市東巖城町2	0858-23-3252	0858-23-5203
西部教育局	〒683-0054	米子市糶町1丁目160	0859-31-9776	0859-35-2096

### 県教育委員会報告用ファクシミリ番号・電子メールアドレス

特別支援教育課設置ファクシミリ	0 8 5 7 - 2 6 - 8 1 0 1
特別支援教育課代表メールアドレス	tokubetusienkyoiku@pref.tottori.jp

### 県教育委員会特別支援教育課ホームページアドレス

<http://www.pref.tottori.lg.jp/tokubetushien/>